

## □第4部（最新判例解説3個）□

	判例名	年月日
①	グーグル検索結果削除事件	最決平 29.1.31
②	裁判官懲戒処分事件	最大決平 30.10.7
③	国民審査の在外投票を認めない国民審査法を違憲とした最高裁大法廷判決	最大判令 4.5.25



## 判例 グーグル検索結果削除事件（最決平29.1.31）

Xは、児童買春の容疑で逮捕され、後日罰金刑に処せられた。Xが上記容疑で逮捕された事実（本件事実）は逮捕当日に報道され、その内容の全部又は一部がインターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数書き込まれた。

Xの居住する県の名称及びXの氏名を条件として世界最大のシェアを占める検索事業者Yの提供する検索サービスを利用すると、関連するウェブサイトにつき、URL並びに当該ウェブサイトの表題及び抜粋（URL等情報）が提供されるが、この中には、本件事実等が書き込まれたウェブサイトのURL等情報（本件検索結果）が含まれる。

Xは、Yに対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てをした。

### 争点

人格権等に基づき、本件検索結果の削除を求ることはできるか？

### 判旨

検索事業者が、プライバシーに属する事実を含む記事等が掲載されたウェブサイトのURL等情報を検索結果の一部として提供する行為が違法となるか否かは、当該事実の性質及び内容、当該URL等情報が提供されることによってその者のプライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、上記記事等の目的や意義、上記記事等が掲載された時の社会的状況とその後の変化、上記記事等において当該事実を記載する必要性など、当該事実を公表されない法的利益と当該URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情を比較衡量して判断すべきもので、その結果、当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合には、検索事業者に対し、当該URL等情報を検索結果から削除することを求めができるものと解するのが相当である。

これを本件についてみると、児童買春をしたとの被疑事実に基づき逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくないXのプライバシーに属する事実であるものではあるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項である

### CHECK

#### グーグル検索結果削除事件について

最高裁は、検索事業者が情報の収集、整理をし、提供しているのであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有するとしました。

その上で、検索事業者による検索結果の提供が、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしていることを根拠に、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益の優越が「明らか」な場合に限るという結論を導きました。

といえる。また、本件検索結果はXの居住する県の名称及びXの氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる。

以上の諸事情に照らすと、Xが妻子と共に生活し、罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることがうかがわれることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない。



## 判例 裁判官懲戒処分事件 (最大決平30.10.17)

現役の裁判官であるXがツイッター（インターネットを利用して短文の投稿をすることができる情報ネットワーク）上に投稿した行為を理由として、Xに対して、裁判所法49条に基づき懲戒処分をすることができるかが争われた。

### 争点

- (1) 裁判所法49条にいう「品位を辱める行状」の意義は何か？
- (2) 裁判官がツイッター上に投稿した行為を理由として裁判所法49条に基づき懲戒処分をすることができるか？

### 判旨

(1) 裁判の公正、中立は、裁判ないしは裁判所に対する国民の信頼の基礎を成すものであり、裁判官は、公正、中立な審判者として裁判を行うことを職責とする者である。したがって、裁判官は、職務を遂行するに際してはもとより、職務を離れた私人としての生活においても、その職責と相いれないような行為をしてはならず、また、裁判所や裁判官に対する国民の信頼を傷つけることのないように、慎重に行動すべき義務を負っているものというべきである……。

裁判所法49条も、裁判官が上記の義務を負っていることを踏まえて、「品位を辱める行状」を懲戒事由として定めたものと解されるから、同条にいう「品位を辱める行状」とは、職務上の行為であると、純然たる私的行為であるとを問わず、およそ裁判官に対する国民の信頼を損ね、又は裁判の公正を疑わせるような言動をいうものと解するのが相当である。

- (2) Xは、裁判官の職にあることが広く知られている状況の下で、判決が確定した担当外の民事訴訟事件に関し、その内容を十分に検討した形跡を示さず、表面的な情報のみを掲げて、私人である当該訴訟の原告が訴えを提起したことが不当であるとする一方的な評価を不特定多数の閲覧者に公然と伝えたものといえる。Xのこのような行為は、裁判官が、その職務を行うについて、表面的かつ一方的な情報や理解のみに基づき予断をもって判断をするのではないかという疑念を国民に与えるとともに、上記原告が訴訟を提起したことを揶揄するものともとれるその表現振りとあい

 CHECK

## 参考：現役裁判官の表現の自由について

本決定には補足意見が付されており、その中で現役裁判官の表現の自由について述べた箇所があります。以下でその内容をご紹介します。

「現役裁判官が、ツイッターにせよ何にせよ、SNSその他の表現手段によってその思うところを表現することは、憲法の保障する表現の自由によって保護されるべきであることは、いうまでもない。しかしながら、裁判官はその職責上、品位を保持し、裁判については公正中立の立場で臨むことなどによって、国民の信頼を得ることが何よりも求められている。本件のように、裁判官であることが広く知られている状況の下で表現行為を行う場合には、そのような国民の信頼を損なうものとならないよう、その内容、表現の選択において、取り分け自己を律するべきであると考える。

そして、そのような意味での一定の節度あるいは限度というものはあるものの、裁判官も、一国民として自由な表現を行うということ自体は制限されていないのであるから、本件のような事例によって一国民としての裁判官の発信が無用に萎縮することのないように、念のため申し添える次第である。」

まって、裁判を受ける権利を保障された私人である上記原告の訴訟提起行為を一方的に不当とする認識ないし評価を示すことで、当該原告の感情を傷つけるものであり、裁判官に対する国民の信頼を損ね、また裁判の公正を疑わせるものもあるといわざるを得ない。

したがって、Xの上記行為は、裁判所法49条にいう「品位を辱める行状」に当たるというべきである。

なお、憲法上の表現の自由の保障は裁判官にも及び、裁判官も一市民としてその自由を有することは当然であるが、Xの上記行為は、表現の自由として裁判官に許容される限度を逸脱したものといわざるを得ないものであって、これが懲戒の対象となることは明らかである。また、そうである以上、本件申立て（懲戒の申立て）が、Xにツイッターにおける投稿をやめさせる手段として、あるいはXがツイッターにおける投稿をやめることを誓約しなかったことを理由にされた不当なものということはできない。



## 判例

在外日本人国民審査権確認等請求事件（最大判令  
4.5.25）

日本国外に住所を有する日本国民（在外國民）であるXらは、憲法15条1項、79条2項及び3項等により最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査（国民審査）における審査権が保障され、最高裁判所裁判官国民審査法（国民審査法）4条によりその行使が認められているにもかかわらず、平成29年10月22日執行の国民審査（平成29年国民審査）においてYが審査権の行使の機会を与えなかつたとして、Xらが次回の国民審査において審査権の行使ができる地位にあることの確認を求める等した。

### 争点

在外國民に対して国民審査権の行使を制限することが憲法に違反するか？

### 判旨

審査権と同様の性質を有する選挙権については、平成10年公選法改正により在外選挙制度が創設され、平成17年大法廷判決を経て平成18年公選法改正がされた後、……現に複数回にわたり国政選挙が実施されていることも踏まえると、……技術的な困難のほかに在外審査制度を創設すること自体について特段の制度的な制約があるとはいひ難い。そして、国民審査法16条1項が、点字による国民審査の投票を行う場合においては、記号式投票ではなく、自書式投票によることとしていることに鑑みても、在外審査制度において、……技術的な困難を回避するために、現在の取扱いとは異なる投票用紙の調製や投票の方式等を採用する余地がないとは断じ難いところであり、具体的な方法等のいかんを問わず、国民審査の公正を確保しつつ、在外國民の審査権の行使を可能にするための立法措置をとることが、事実上不可能ないし著しく困難であるとは解されない。そうすると、在外審査制度の創設に当たり検討すべき課題があったとしても、在外國民の審査権の行使を可能にするための立法措置が何らとられていないことについて、やむを得ない事由があるとは到底いうことができない。

したがって、国民審査法が在外國民に審査権の行使を全く認めていないことは、憲法15条1項、79条2項、3項に違反するものというべきである。



### CHECK

平成29年国民審査の当時、国会において、国民審査法が在外國民に審査権の行使を全く認めていなかつたこと（立法不作為）について（最大判令4.5.25）

本件立法不作為について、判例は、「遅くとも平成29年国民審査の当時においては、在外審査制度を創設する立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠つたものといえる。……そうすると、本件立法不作為は、平成29年国民審査の当時において、国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものというべきである」としました。



### CHECK

参考：「技術的な困難」とは  
判旨において「技術的な困難」というフレーズが出てきます。

これは、「国民審査法は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、国民審査に付される裁判官が定まり、その氏名が告示されることを前提として、都道府県の選挙管理委員会が、国民審査に付される裁判官の氏名を印刷するとともに、それぞれの裁判官に対する×の記号を記載する欄を設けた投票用紙を調製することとした上で、投票の方式につき、上記投票用紙を用いた記号式投票によることを原則としている。このような投票用紙の調製や投票の方式に関する取扱い等を前提とすると、……国民審査法の改正の前後を問わず、在外審査制度を創設することについては、在外國民による国民審査のための期間を十分に確保し難いといった運用上の技術的な困難があることを否定することができない。」という上告理由を受けたものです。